

業務受託サービス(ぐるなび台帳)利用条件

第1条 (本条件の適用)

1. 業務受託サービス(ぐるなび台帳)利用条件(以下「本条件」という)は、ぐるなび台帳利用条件(以下「原条件」という)第3条第3項に定める契約を当社との間で締結した者(以下「利用者」という)が業務受託サービス(ぐるなび台帳)(以下「業務受託サービス」という)を利用するにあたり、当社と利用者の間に適用される。
2. 本条件に定めなき事項については原条件の定めが適用されるものとし、本条件の定めと原条件の定めが相反する場合は、本条件の定めが優先して適用される。なお、特段の定めがある場合及び文脈上別の意味を有することが明確である場合を除き、本条件における用語の定義は、原条件の定めに従う。

第2条 (業務受託サービス)

業務受託サービスとは、本申込書(次条にて定める)記載の業務を当社が利用者から受託するサービスをいう。なお、業務受託サービスとして提供する業務の法的性質は全て準委任とする。

第3条 (業務受託サービス契約の成立)

1. 業務受託サービスの利用を希望する者(以下「利用希望者」という)は、当社に対し当社所定の申込書(以下「本申込書」という)を提出することにより、業務受託サービスの利用を申し込む。当社は、本申込書の提出をもって、利用希望者が本条件に同意したものとみなす。
2. 当社は、前項の申込みについて、当社所定の審査基準(以下「審査基準」という)に従い利用希望者を審査し、利用希望者が審査基準を満たさない場合には、速やかに当該利用希望者にその旨を通知する。
3. 本条件に基づく利用希望者と当社との間の業務受託サービス契約(以下「本契約」という)は、当社が利用希望者の申込みを承諾した時点をもって成立する。

第4条 (業務受託サービスの提供等)

1. 当社は、本条件の定めに従い、善良なる管理者の注意をもって本申込書記載の業務(以下「本業務」という)を実施する。
2. 当社は、原条件第6条に基づき、本業務を第三者(以下「委託先」という)に委託することができるものとし、利用者は事前にこれを承諾するものとする。

第5条 (業務受託サービスの提供にかかる諸条件)

利用者は、以下の各号に掲げる事項を承諾の上、業務受託サービスの利用を申し込むものとする。

- (1) 業務受託サービスの提供を受けるためには、当社又は委託先との間で本業務の内容、提供予定日時(以下「作業予定日」という)等の詳細を事前に決定する必要があり、当社又は委託先による業務受託サービスの着手後、利用者は、業務受託サービスのキャンセル又は作業予定日の変更の申し入れをすることができないこと。
- (2) 前号の定めにかかわらず、当社又は委託先による業務受託サービスの着手後に、利用者が業務受託サービスのキャンセル又は作業予定日の変更を希望する場合、キャンセル料が発生する場合があること。
- (3) 利用者の責めに帰すべき事由により、業務受託サービスが当初予定していた時間に完了しなかった場合、追加の費用が発生する場合があること

第6条 (作業場所)

1. 当社は、利用者の事業所等、本業務を遂行するために必要な場所において本業務を遂行することができる。この場合、利用者は、当社による本業務の遂行に必要な場所及び設備を当社が使用することを認める。
2. 当社は、前項に基づき本業務に従事する場合、善良な管理をもって利用者の事業所及び対象店舗を使用するものとし、本業務の遂行の目的以外には使用しない。

第7条 (対価)

業務受託サービスの対価は、本申込書にて定める。なお、対価の支払いにかかる諸条件については、別途当社が利用者に対して発行する請求書の記載に従うものとする。

第8条 (契約期間)

1. 本契約の期間は本申込書記載の作業期間と同一とする。
2. 本契約が終了した場合においても、前条の定めは対価の支払いが完了するまで、次条の定めは期限の定めなく有効に存続する。

第9条 (権利帰属)

1. 本業務遂行の過程で生じた営業上及び技術上の知見、ノウハウ、成果物(申込書にて、当社が利用者へ納入すべきものを定めた場合における当該納入すべきものをいう)にかかる著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)等の知的財産権は当社に留保される。
2. 当社は、利用者に対し、利用者の業務遂行に必要な範囲において、前項に基づき当社に留保された権利の使用を無償で許諾する。

第10条 (作業完了報告及び本業務の完了)

1. 当社は、本業務が終了した場合、当社所定の方式及び手段により、利用者に対し、本業務が完了した旨の報告書(以下「作業完了報告」という)を提出する。
2. 利用者は、作業完了報告を受領した場合、当社による本業務の結果の確認を速やかに行うものとし、本業務の結果と利用者の指示する仕様との不一致(以下「瑕疵」という)が発見された場合、作業完了報告を受領した日から7日以内に当該瑕疵の内容を書面又は電磁的方法により当社に通知する。
3. 以下の各号に掲げる時点をもって本業務が完了したものとみなす。
 - (1) 利用者から当社に対する、本業務の結果に瑕疵が存在しない旨の通知が到達した時点
 - (2) 利用者が前項に定める期間内に書面又は電磁的方法による通知を行わなかった場合における、当該期間の経過時点
4. 当社は、第2項の通知を受領した場合、利用者との協議のうえ、当社の責任と負担において、瑕疵を修補し、利用者の再度の確認を受けるものとする。なお、かかる場合の手続については、前3項の定めを準用する。
5. 第3項の定めにより本業務が完了した場合、利用者は、当社に対し、本業務の内容の追加、再度の実施等を依頼することはできないものとする。ただし、本申込書を提出することにより、新たに業務受託サービスの提供を申し込む場合はこの限りではない。

第11条 (履行遅滞)

当社は、本業務の完了予定の遅延が見込まれると合理的に判断する場合、その理由及び新たな本業務の完了予定を利用者に通知する。

第12条 (協議)

当社及び利用者は、本業務の実施方法等につき疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上、解決を図るものとする。

以上
制定日:2020年2月17日